
玉野市

施設等利用給付のしおり

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化が開始されました。この案内には、無償化に係る給付を受けるために必要な「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続きや必要書類等について記載しています。

無償化の範囲や上限額については、子どもの年齢、世帯の状況、利用する施設・事業によって異なりますので、内容をご確認の上、該当される方は必要な手続きをしてください。

目 次

1	対象者	P.1
2	対象の施設等	P.1
4	申請方法	P.3
5	施設等利用給付認定通知書の送付	P.5
6	認定変更	P.5
7	現況確認	P.5
8	施設等利用費の請求	P.5

受付場所 ・ ・ ・ 玉野市役所 3階 就学前教育課

(問合せ先) 玉野市教育委員会 就学前教育課
〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号
TEL 0863-32-5573 FAX 0863-32-1329

1 対象者

以下の①から③までの全てを満たす場合、無償化（施設等利用給付）の対象となります。

- ①保育を必要とする事由に該当し、玉野市から「保育の必要性の認定」を受けている。
- ②3歳から5歳児クラスの子ども、又は住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子ども。
- ③保育所、認定こども園の保育利用（2号又は3号認定）又は企業主導型保育事業を利用していない。

2 対象の施設等

施設等利用給付制度における無償化の対象施設は次のとおりです。この対象施設は所在市町村の「認定」を受け、所在市町村が公示した施設・サービスに限ります。

また、令和8年10月利用分から、国において月額上限額の見直しが行われます。令和8年9月30日以前の利用分については、従来の上限額が適用されますので、あらかじめご了承ください。

(1) 無償化対象早見表

対象施設・事業	無償化上限額（月額） ※年齢は当該年度のクラス年齢です。	
	月額上限額(令和8年9月利用分まで)	月額上限額(令和8年10月利用分から)
新制度未移行幼稚園（※1）	25,700 円	28,000 円
幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育(満3歳児クラス) (住民税非課税世帯のみ)(※2)(※3)(※4)	16,300 円もしくは、 450 円×利用日数の いずれかの低い方	17,700 円もしくは、 490 円×利用日数の いずれかの低い方
幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育(3～5歳児クラス)(※2)(※3)	11,300 円もしくは、 450 円×利用日数の いずれかの低い方	12,300 円もしくは、 490 円×利用日数の いずれかの低い方
認可外保育施設、一時預かり等 (0～2歳児クラス) ※住民税非課税世帯のみ(※5)	42,000 円	45,700 円
認可外保育施設、一時預かり等 (3～5歳児クラス)(※5)	37,000 円	40,300 円

- (※1) 玉野市内にはありません。
- (※2) 預かり保育の利用で上限額に達していない場合、上限額から預かり保育の無償額を差し引いた残額を上限として、「認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業」の利用料が無償化の対象となります。(幼稚園の預かり保育の提供が「十分な水準ではない(注)」場合に限る。)
- (注) 預かり保育事業の実施が平日 8 時間未満又は年間 200 日未満の場合を言う。
- 玉野市内の幼稚園利用者は預かり保育+他の施設複数利用が可能です。
- (※3) おやつ代は無償化の対象とはなりません。
- (※4) 玉野市内の幼稚園では 0 ～ 2 歳児の受入はしていません。
- (※5) 認可外保育施設等の無償化上限額は、各対象施設・事業ごとの金額ではなく、認可外保育施設等利用全体の上限額です。

3 施設等利用給付認定

無償化の対象となるためには、市から認定を受ける必要があります。認定を受けるための要件は次のとおりです。

(1) 保育要件（1号認定除く。）

2号及び3号認定を受けるためには、下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに保護者全員が該当する必要があります。

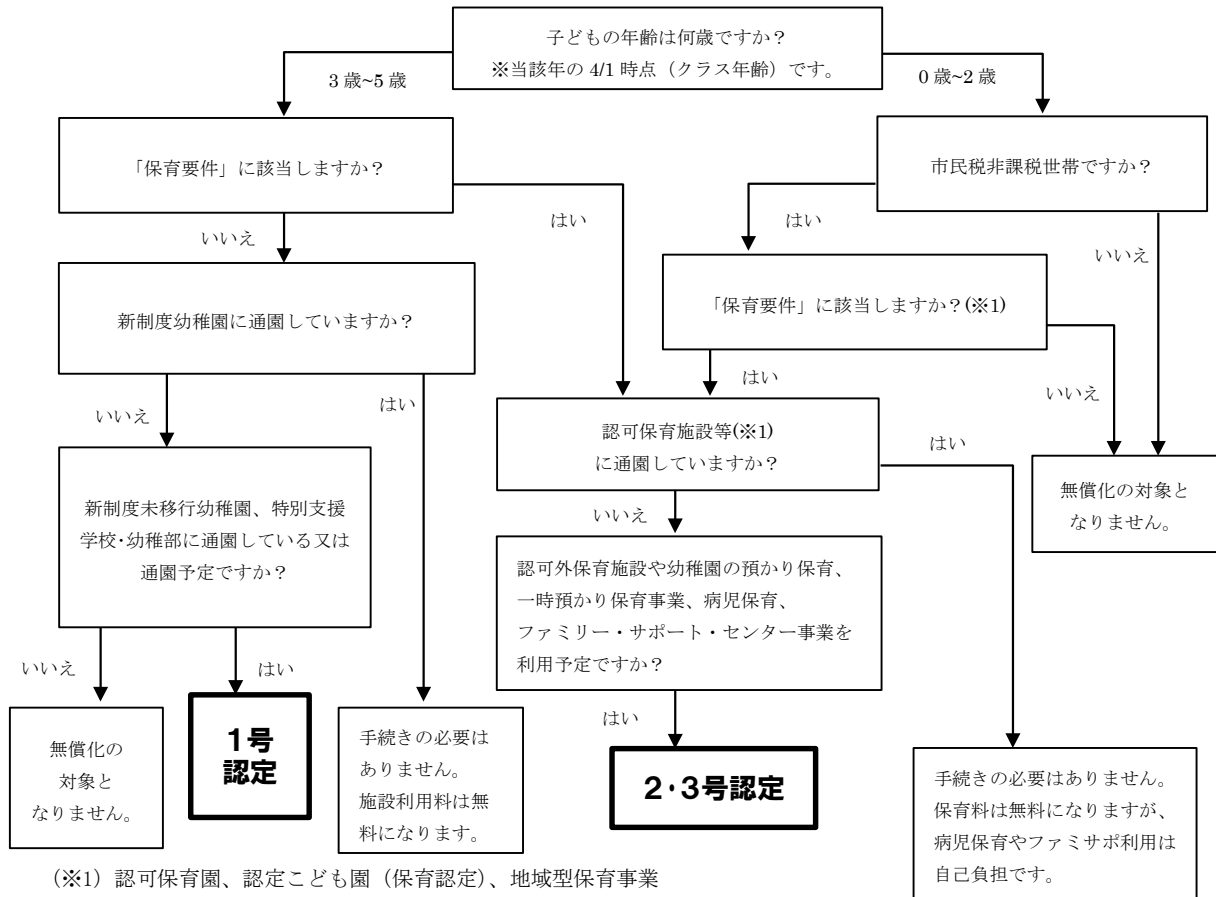
事 由		内 容
1	就労 (※1)	1 か月当たり <u>48 時間以上</u> の就労を常態とすること
2	妊娠・出産	出産予定日の前 6 週から産後 8 週（多胎の場合は、前 1 4 週から産後 8 週）の期間を含む月単位の期間
3	疾病・障害	保護者が疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合
4	介護・看護	同居の親族又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護している場合（1 か月当たり 48 時間以上）
5	就学	日中、就学又は職業訓練のため、保育することができない場合（1 か月当たり 48 時間以上）
6	求職活動 (※2)	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている場合（ <u>認定期間は 90 日以内</u> です。）
7	育児休業 (※3)	育児休業取得対象以外の子どもが既に対象施設を利用している場合で、引き続き当該施設を利用することが必要と認められる場合 ※育児休業取得対象の子どもは対象ではありません。

(※1) 自営を含みます。

(※2) 認定期間内に新たに保育の必要性を証明する書類の提出が無い場合、認定を取り消すことになります。

(※3) 育児休業の場合、「一時預かり事業」、「病児保育事業」、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」は無償化の対象からはずれます。

(2) 施設等利用給付認定の要否判定



4 申請方法

無償化の対象となるためには、各種保育サービスの利用前に認定申請を行う必要があります。

認定区分	必要書類	備考
①1号認定 (教育・満3歳以上)	☐ 子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書 ☐ 個人番号届出書	なし
②2号・3号認定 (保育・0～2歳児)	☐ 子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書 ☐ 個人番号届出書 ☐ 保育の必要性を認定するための添付書類(※1) ☐ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書	・市町村民税が非課税であることがわかる書類 (※2)

(※1) 保育の必要性を認定するための添付書類

事 由		添付書類
1	就労	・就労証明書
2	妊娠・出産	・出産申立書 ・親子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
3	疾病・障害	(疾病・ケガの場合) ・病気・介護(看護)申立書 ・意見書・診断書 (障害の場合) ・病気・介護(看護)申立書 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
4	介護・看護	・病気・介護(看護)申立書 ・介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
5	就学	・在学(予定)申立書 ・在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
6	求職活動	・求職活動状況申立書
7	育児休業	・就労証明書(育休期間等の記載が必要)

(※2) 0歳から2歳児で市民税非課税世帯のうち、令和8年1月1日現在、玉野市に住民登録がない方の場合

6 認定変更

認定内容を変更する必要がある場合は、変更届の提出が必要です。また、変更内容によっては、変更届以外にも添付書類が必要な場合がありますので、詳細については就学前教育課にお問い合わせください。

なお、変更届出が必要な主な項目は次のとおりです。

- ① 保護者並びに認定子どもの氏名
 - ② 住所
 - ③ 保護者並びに認定子どもの個人番号
 - ④ 連絡先
 - ⑤ 保育の必要性の理由(2・3認定の場合のみ)

7 現況確認

保育の必要性の確認のため、年に1度は保育の必要性が分かる書類(就労証明書等)をご提出いただきます。市から案内があったときは、期限内に必ず提出してください。現況確認ができない場合は、認定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。

8 施設等利用費の請求

(1) 請求方法

市に対する施設等利用費の請求方法は次の2種類あります。原則①の方法となりますが、一部の利用施設・事業は②の方法により請求することも可能です。

- ① 償還払い(利用者が直接市に対して請求する方法)

② 現物給付（利用料を0円とする方法）

（利用施設ごとの請求方法）

対象施設・事業		請求方法
新制度未移行幼稚園		現物給付
幼稚園の預かり保育		償還払い ※ 玉野市内の幼稚園の場合（現物給付） おやつ代 50 円は無償化対象外。
認可外保育施設等	認可外保育施設	償還払い
	一時預かり事業	
	病児保育事業	
	ファミリー・サポート・センター事業	

(2) 請求の流れ

① 償還払い

(1) 利用料の支払



- ☐ 利用した施設に対して利用料を支払ってください。

(2) 利用施設は利用者に対して「特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書」（以下、「証明書」）を発行（※ファミサポ利用の場合は、「援助活動の報告」を発行）



- ☐ 利用施設から「証明書」が発行されます。この「証明書」は市役所へ請求する際に必要となりますので、大切に保管してください。

(3) 四半期ごとに市役所へ請求書及び「証明書」を提出



- ☐ 次のスケジュールにしたがって、市役所へ所定の請求書及び「証明書」を提出してください。

施設利用月	請求書等の提出期限	施設等利用費の支払月
4月～6月	7月20日	8月末頃
7月～9月	10月20日	11月末頃
10月～12月	1月20日	2月末頃
1月～3月	4月20日	5月末頃

以下、同様のスケジュール間隔で請求書等を提出してください。

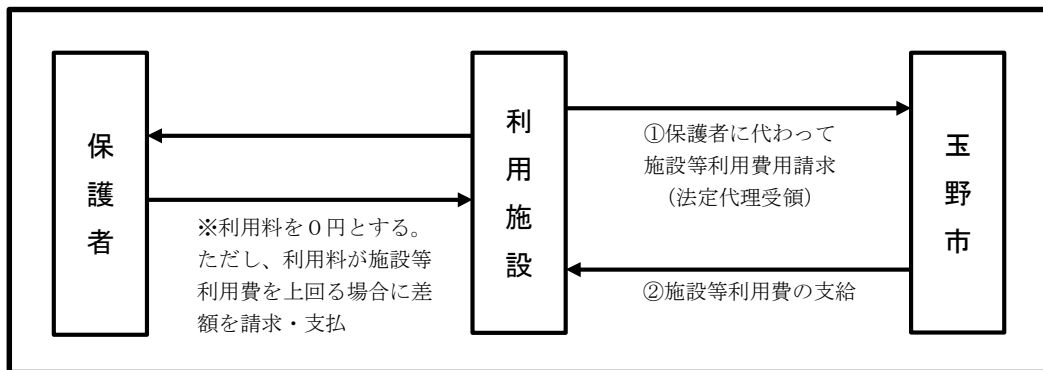
*該当期日が休業日の場合は翌営業日となります。

- ☐ 請求書の様式は就学前教育課もしくは市ホームページから取得してください。

(4) 市役所から利用者に対して施設等利用費を支給

- ☐ 上表の支払月に所定の口座に施設等利用費を振り込みます。

② 現物給付



9 その他

- (1) 各種様式は市ホームページに掲載しています。必要に応じてダウンロードしてご利用ください。
- (2) 玉野市民の方が、市外の施設・事業を利用する場合も玉野市に対して認定申請を行う必要があります。
- (3) 市外へ転出する場合は、就学前教育課にすみやかに連絡してください。玉野市の認定は失効しますが、転出先の市町村において認定申請の手続きを行うことで、新たに認定を受けることが可能です。